

被害者の参加制度新設に関し慎重審議を求める会長声明

2007年（平成19年）3月13日に、被害者参加制度の新設を含む刑事訴訟法改正案が閣議決定され、国会に上程された。

被害者参加制度は、裁判員裁判対象事件や業務上過失致死傷等の事件について、裁判所に参加を申し出た被害者やその遺族（以下「犯罪被害者等」という）に対し、公判への出席、情状に関する事項についての証人に対する尋問、自ら被告人に対して行う質問、証拠調べ終了後の弁論としての意見陳述（求刑を含む）を認める制度である。

この被害者参加制度には、以下に述べるような様々な問題がある。

第1に、被害者参加制度は、犯罪被害者等に、「被害者参加人」たる法的地位を与えて、各種の訴訟活動を認めるものであり、その内容は現行の刑事訴訟の当事者主義構造を根底から変容させるおそれがある。

第2に、犯罪被害者等は、その意見や質問が過度に重視され、証拠に基づく冷静な事実認定や公平な量刑に強い影響を与えることが懸念される。

特に、被告人が無罪を争う事件では、犯罪被害者等の活動が無罪推定の原則に影響を与えて冤罪を生むおそれがある。

第3に、2009年から施行される裁判員制度においては、その制度設計の際に被害者参加制度のことが全く考慮されておらず、被害者参加制度が裁判員制度に及ぼす影響は未知数である。被害者が参加することで、法の専門家ではない裁判員に対して被告人が当初から有罪であるかのごとき印象を与えたり、被害者の処罰感情が、過度の重罰化を招くなどのおそれがある。また、裁判員制度では事前に公判前整理手続を経ているにもかかわらず、公判で被害者が新たな争点を提起した場合、審理が混乱するなどのおそれもある。このように、被害者参加制度を導入することによって、被告人の権利を害したり、裁判員制度に支障を来すおそれがある。

第4に、現行法上、公平で公正な刑事裁判を実現するために、検察官の主張に対して被告人の言い分を十分に述べさせ、反証させることがその前提となっている。ところが、現在でも、結果の重大性に圧倒され、厳しい取調べを受けて、言うべきことがいえない被告人は少なくない。特に、正当防衛の成否、被害者の落ち度、過失の存否などの重大な争点について、結果が悲惨であればある程、被告人は、これらの点を主張すること自体が心理的に困難な状況に置かれている。検察官の厳しい追及に加えて、犯罪被害者等から直接質問されるようになれば、被告人は沈黙せざるを得なくなる可能性がある。

第5に、被害者参加制度について、現時点においては、まだまだ十分な国民的議論がなされたとはいえない。加えて、弁護士はもとより、裁判官・検察官にも、被害者参加制度

の内容はほとんど知られておらず、刑事手続の現場を担う法曹三者の中においても、十分な議論がなされているとは言えない。

第6 日本弁護士連合会も、2006年12月15日付意見書で様々な問題点を指摘し、犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することが出来る制度には反対してきたところである。

以上のように様々な問題点があり、これらについて解決するように、国会において徹底的に審議を尽くさなければ、刑事裁判の本質に照らし、将来に取り返しのつかない禍根を残すことになると考える。

よって、当会は、この法案の国会における慎重なる審議を求めるものである。

2007年（平成19年）4月5日

兵庫県弁護士会
会長道上明